## (平成 27 年 12 月議会)

## 般質問



問

県が許可権者である以 住人はなすすべがなく、 上、町の権限はない。課 手続きを進めてきた場合、 でない。業者が合法的に ている。町の都市計画で 建設予定の「二宮霊園ひ ついては、一色字打越に は墓地の設置基準は明確 て課題が浮き彫りになっ かりの丘」の事例を通し 墓地条例の必要性に Q

能だが、既存墓地の状況 をした。県から権限移譲 有する人材確保が町の課 どが必要で、専門知識を することで条例制定は可 して開発指導要綱の改正 県では専門職を設置 拡大計画の調査な

町においても職員が資格 を取得すれば良いのでは。 しなくても良いと聞いた。 地は作らせない、まちづく Q にも1年はかかる。 町長は選挙中から墓

門職員を抱えるのは難し Α 相応の準備は必要。専 業務として受ける以

が高い。平塚市の条例の 定までにかかる時間は。 Q [権限移譲から条例制 旨とあわせて検討が必要。 要であるという法律の主 は限定される。墓地は必 に落とすとかなり候補地 を110m離して地図上 ように、住宅からの距離 に隣接する場所の可能性 道の整備されている住宅 74haあるが道路や水 ある土地は想定できるか。 市街化調整区域は4

題認識と対策を問う。

すぐにできることと

期間が必要で、条例策定 意思決定するための調査 半はかかるが、その前に 権限移譲だけで1年

住宅隣接地に後からの墓地建設 反対の声上がる は二宮初

り条例で対応すると言っ ざるを得ない。 例だけでは無理。勉強不 声もあるが考えを聞く。 でいくのには慎重になら い条例をトップランナー で調べない。他町村にな 制定目指さずしてここま 予算措置の検討がある。 行革の点でも体制作りと 需要と供給の調査は必要。 足だったかもしれないが 条例規制はまちづくり条 墓地はつくれないという てきた。期待する住人の 住宅に近いところに



